

平成 29 年 3 月 9 日

公的研究費等の不適切な会計処理に関する調査結果について

本学の公的研究費等の執行において、不適切な会計処理が判明し、その調査が終了しましたのでご報告致します。

1. 事案の概要

(1) 不適切な会計処理に関与していた者

大学院医学系研究科医療技術学専攻 准教授 津坂昌利

(2) 不適切な会計処理の内容

平成 23 年 11 月から平成 28 年 2 月の間、当該准教授が、自ら調達（仕入）した物品の代金（仕入原価）について、取引業者（個人事業主）の名義を使用して、自ら見積書・納品書・請求書を作成し、自らが仕入原価と説明する金額に 10%及び消費税を加算した金額を本学から取引業者へ支払させた。そして、取引業者から、自らの銀行口座に前述の仕入原価と説明する金額を振り込ませていた。

不適切な会計処理により、本学が取引業者に支払った金額の総額は約 1,300 万円であり、この内仕入原価と説明する金額に利益を乗じ、かつ消費税を加算した金額と仕入原価と説明する金額との差額（以下「上乗せした金額」という。）は約 189 万円である。さらに、仕入原価と説明する金額は、当該准教授が取引業者に振込依頼した FAX に、当該准教授が仕入原価として記載した金額であり、仕入原価の根拠となる仕入先発行の領収書等の大半が残っておらず、残っているものについても、約 12 万円水増し請求をしていた事実が発覚している。

上乗せした金額は、当該准教授が本学に立替払請求をしていれば本来支払う必要のない金額である。取引業者の利益を図る目的で私的流用を行っていたものと認定した。

また、領収書等が残っているが水増し請求が発覚したものについて、その差額は、私的流用を行っていたものと認定した。他方、仕入先発行の領収書等が残っていない金額は仕入原価が不明のため、私的流用を行った疑いを否定できないものとなっている。

財源	年度	金額
授業料収入	平成 23 年度-平成 27 年度	10,348,988 円
寄附金	平成 23 年度-平成 26 年度	2,633,998 円
科学研究費助成事業	平成 24 年度	36,960 円
	合計	13,019,946 円

2. 判明の経緯

大学院医学系研究科内で、当該准教授が同一業者からくりかえし同種の物品を多数購入しており、不自然であるとの指摘が複数あり、平成 28 年 8 月から 9 月にかけて、監査室において会計伝票の調査及び関係者に対してヒアリングを行った。

その結果、当該准教授は取引業者からハードディスク等を頻繁に購入しており、また、取引業者に確認したところ、不適切な会計処理と疑念される資料提供があったため、詳細に調査を実施した結果、不適切な会計処理が判明した。

3. 本学の対応

事案の判明後、外部委員 2 名（公認会計士、弁護士）を含む会計処理調査委員会（委員長：市橋克哉理事・副総長）を設置し、詳細調査を行い、平成 29 年 2 月 16 日に、総長に対して調査結果を報告した。

不適切に会計処理された科学研究費は、資金の交付元である独立行政法人日本学術振興会の指示に基づき返還する。また、財源が授業料収入・寄附金であるものについて、私的流用を行っていた又は私的流用を行った疑いを否定できない金額については、当該准教授に対して本学への返還手続を行う。併せて当該准教授の処分を学内規則に基づき厳正に行うこととしている。なお、不適切な会計処理に関与した取引業者に対しては、既に廃業しているため、取引停止等の処分は行わない。

本事案の判明後は、研究費等の不正使用防止対策として、以下のとおり再発防止に向けた取り組みを行うこととしている。

①事務処理ルールの周知のため、新規着任教員については、着任後 1 ヶ月以内のコンプライアンス教育の受講を義務化する。②受講者の理解が深まるよう、既存のコンプライアンス教育及び理解度チェックテストの内容を改良する。③今回の不適切使用の事例を踏まえ、業者との癒着防止の観点で、「個人事業主」に対する支出内容のモニタリングを行い、必要に応じ、調達理由を確認するとともに、発注者へヒアリングを実施する。④「個人事業主」に対する支出が偏る研究課題に対して、リスクアプローチ監査を実施する。⑤各研究科に配置されているコンプライアンス推進責任者向けの教育コンテンツを作成し、各研究科における不正防止対策に活用する。⑥研究費の適切な使用を促すリーフレットを作成し、各研究科における不正防止対策を話し合う場において、コンプライアンス推進責任者より説明、配布する。⑦発生した不適切な会計処理について、コンプライアンス教育等による学内周知を徹底する。

今回、本学の公的研究費等の執行において、不適切な会計処理が判明したことは社会的信用を損なうもので、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。特に、私的流用が行われていたことは、公的研究機関として、決して許されるものではないと重く真摯に受け止め、反省するとともに、再びこのような事態が起らないよう、服務規律の徹底と再発防止に取り組み、全学をあげて信頼の回復に努める所存であります。